

生徒心得

1 身だしなみ

(1) 制服等

① 制服

制服は、本校が定めたブレザー・ズボン・スカート・ベストとし、本校指定の業者から購入したものを着用すること。ただし、ベストの購入については任意である。

② ワイシャツ

白無地のものとし、生地は、容易に下着が透視できないもので、襟形は通常標準とされているものとする。

③ ネクタイ

本校指定のえんじ色のものを用いること。

④ 校章バッジ

校章バッジは、本校指定の学年別に色分けされたものをブレザーの左襟につける。

⑤ 夏季の服装

5月1日から10月31日は、特に指示のないかぎりブレザーを着用しなくてもよい。また、ネクタイを着用しなくてもよい。ワイシャツは、ワイシャツに準じた半袖シャツまたは開襟シャツも認めるものとする。ブレザーを着用しないで登下校するときは、ワイシャツ等の胸に校章をプリントしたものを着用する。

⑥ その他

ネクタイ、バッジ、校章プリントが必要な場合は、本校経営企画室で購入すること。

(2) 制服以外の服装・持ち物等

① 靴

通学に用いる履物は、簡素で黒または茶の短靴および運動靴とする。

② カバン

カバンは、スクールバッグまたはスポーツバッグ、リュックサックとする。

③ 体育着・作業着

体育着・作業着は、本校指定のものを着用し、体育や実習の授業を受けるとき、特に指示のあった場合、許可を得た場合のみ着用してよい。

(3) 注意事項

本校では、以下の事項に注意して学校生活を送ること。また、以下の事項になくとも、学校で不相当と認めたものは、直ちに学校の指示に従うこと。

① 制服

いかなる場合でも、登下校には制服を着用すること。また、校外における学校行事に参加する場合、休日・休業中に部活動、その他の用件で登校する場合でも、特に指示のない限り制服を着用すること。ズボン着用においては、簡素なベルトを用いたり、ずり下げたりしないこと。またズボンを変形したり加工しないこと。

スカートの丈を購入時の寸法(膝下5cm)から変更しないこと。

② バッジ

ブレザーに、本校指定の校章バッジ以外を付けないこと。

③ 靴

通学に用いる靴は、ローファーや運動靴などを着用すること。サンダルや下駄などでの登校はしないこと。

④ カバン

紙袋・ビニール袋等をカバンの代わりに使用しないこと。

(全体が蛍光色等の派手な色や模様のもものは認めない)

⑤ 防寒具・雨天用の用具等

ブレザーを着用しているときに限り、襟型がVネックのカーディガン・セーターおよびベスト(ただし、地味なものとし、蛍光色や原色など派手なものやパーカー、丸首は認めない)をブレザーの下に着用することを認める。(学校指定のベストは可)

雨天用の用具、防寒コート、マフラー等は華美なものを使用しないこと。

⑥ 化粧

化粧は禁止する。無色の薬用リップはこの限りではない。

⑦ 指輪・ピアス等

指輪、ピアス、ネックレス、ブレスレットその他これらに類する装飾品は、一切身につけないこと。

(4) 頭髪について

髪形は、端正で清潔感のある即時、面接に対応できるものとし、以下の注意事項に留意すること。また、以下の注意事項になくとも、学校で不相当と認めたものは、直ちに学校の指示に従って髪形を直さなくてはならない。

- ① 変色：人工的に色を変える染毛、脱色等は、すべて認めない。
- ② 髪の毛の長さ：常時、耳に髪の毛がふれていないこと、紙の先端が襟にとどいていないこと、前髪が目にかからないことを基準とする。ただし、女子については、この限りではない。
- ③ パーマ等の変形は禁止する。
- ④ ヒゲ、まゆ剃り、そりあげ等、顔の表情を著しく変容することを禁止する。

2 生徒手帳

- (1) 登校または校外の学校行事に参加する場合、生徒証とともに生徒手帳を常時携帯すること。
- (2) 紛失・破損した場合は、係の先生に届け出て再発行してもらう。
- (3) 生徒手帳の諸届・連絡当の欄は次のように活用する。

3 生徒手帳活用例 省略

4 オートバイ・自動車

- (1) オートバイ・自動車を利用しての通学、及び校外学校行事への参加は認めない。また、通学以外においても制服を着用しての乗車・同乗は同様に認めない。
- (2) 在学中、運転免許証はできるだけ取らない。
- (3) 在学中、オートバイ・自動車には、できるだけ乗らない。

5 アルバイト

- (1) 授業日におけるアルバイトは禁止する。
ただし、やむを得ない事情で授業日にアルバイトを行う場合には、授業・学業に支障のない範囲とすること。
- (2) アルバイトを行う場合は、アルバイト届けを事前に所定の様式により学級担任に提出する。

6 登下校

- (1) 予鈴(8:25)までに登校し、授業の準備をすること。
- (2) 下校時刻(時程表記載)以後は、本校職員に直接指導を受けて行われる各種の活動の場合以外は学校に残ることはできない。ただし、文化祭準備期間における特別に定めのある場合を除く。
- (3) 登校後は授業終了まで外出を一切認めない。ただし、通院および校務など、やむを得ない理由で外出の必要があるときは、生徒手帳に理由を記入し、学級担任の許可を得る(学級担任が不在のときは、副担任の教員の許可を得る。)。また、生徒手帳を忘れた場合は所定の用紙を使用する。
- (4) 休日の登校は、本校職員に直接指導を受けて行われる各種の活動の場合以外は認めない。

7 授業

- (1) 始業のチャイムまでに授業の準備をし、自席について先生を待つ
- (2) 決められた自席を勝手に変更しない。
- (3) 授業中、私語や授業妨害など他人に迷惑のかかる行為はしない。
- (4) レポート・ノート等全ての提出物は、その提出期限を厳守する。

8 昼食等

- (1) 昼食は各自持参する。(昼食のための外出は認めない。)
- (2) 昼食場所は教室とする。(廊下などで歩きながら飲食することは一切禁止する。)
- (3) 昼食後の後始末は、各自責任をもって行う。
- (4) カップラーメン等・インスタント食品などの持ち込みを禁止する。
- (5) 自動販売機で購入した飲料缶等や、空き缶、ペットボトルは指定の回収箱に入れること。飲み歩きはしない。自動販売機の使用やごみの分別が悪い場合は生活指導部の判断で自動販売機の使用を停止する。

9 清掃

- (1) 授業終了後(水曜日はホームルーム活動後)直ちに教室・副分担の清掃を行う。終了後、学級担任または担当の先生に報告し、当番の班の全員が残って点検指導を受ける。
- (2) 清掃用具は、所定の場所に保管し学級で管理する。
- (3) 消耗品・用具の不足は、学級担任または担当の先生を通して係の先生に願い出て、補充する。
- (4) 黒板・くず箱の清掃・机の整頓・消灯・窓の施錠など、特に注意する、
- (5) 大掃除は、別途計画で実施する。

10 クラス日直

- (1) 一般的な授業の準備、例えば黒板の清掃などを行い、また、指示のある科目については、授業担当の先生と事前の連絡をとり、授業に支障のないように心がける。
- (2) 実習・製図・体育などで教室をあけるときは必ず施錠する。
- (3) 昼食後は、教室・廊下等の整備を行う。

- (4) 学級日誌に、一日の授業の様子・清掃状態などを記入し、学級担任に提出し指導を受ける。
- (5) その他、学校・先生から指示された用務を行う。

11 定期考査

- (1) 一科目あたりのテスト時間は原則として 50 分とし、終了まで教室を出ることはできない。
- (2) 考査中は、そのテストに必要な物品以外は、すべて教室の前後または椅子に下に整理しておく。
- (3) 考査中、物品の貸し借りは禁止する。やむを得ない場合は静かに手をあげ、監督の先生の指示を受ける。
- (4) 座席は出席番号順とする。机の間隔を十分とる。
- (5) 考査中、携帯電話は電源を OFF にしてかばんかロッカーにしまう。身に付けていた場合、不正行為(カンニング)とみなされ、特別指導になる場合がある。
- (6) 定期考査 1 週間前より期間中は部活動を原則として禁止する。ただし、大会参加等で活動が必要な場合は顧問の申し出により試験勉強に支障のない程度の活動として認める。

12 校外団体への加入・参加

生徒会・部活動などが、校外団体に加入するとき、または、その行事に参加するときは、必ず事前に係の先生の許可を得る。他校生徒会・部活動と共同で行事を行うときも同様とする。

13 校舎・校具の取り扱い

校舎・校具は大切に取り扱い、万一、破損・紛失したときは、直ちに学級担任または係の先生に届け出て指示に従う。状況により、弁償させることもある。

14 掲 示

校内に掲示・はり紙・陳列・配布などする場合は、必ず事前に学級担任または係の先生の許可を得る。(掲示・はり紙等については、その期限を明示することを原則とし、期限終了後は直ちに取外す。)

15 諸届・願

- (1) 住所変更・保護者に関する変更・改姓改名などの変更があったときは、所定の様式により直ちに経営企画室に提出し、学級担任へ報告する。
- (2) 退学・転学・休学・復学等に関する書類は、所定の様式により学級担任に提出する。
- (3) 証明書類が必要なときは、所定の様式により経営企画室に申請する。
- (4) 山行届は、事前に所定の様式により学級担任に提出する。
- (5) その他、生徒手帳を利用しない諸届・願は、すべて学級担任を通じて提出する。
(例えば、長期にわたる体育見学願・一週間を超える欠席届・忌引届など)

16 校内外の生活上の注意

- (1) 遺失物・拾得物は直ちに先生に届け出る。
- (2) 校内外を問わず、カンパ行為・生徒間の物品売買を行わない。(他校生も含む。)
- (3) 校内外を問わず、飲酒・喫煙・薬物乱用・いじめ・恐喝・万引きなどの非行(同席も含む)は絶対にしない。
- (4) 校内外を問わず、いかなる理由でも暴力を行使しない。
- (5) 高校生としてふさわしくないとされる遊戯場・飲食店等に入入りしない。
- (6) 登下校中のマナーや交通ルールを守る。(電車、バス、道路で騒ぐなどの迷惑行為をしない)
- (7) 学習に不必要なもの(マンガ・ゲーム機など)や多額の金品を校内に持参しない。
- (8) 教室内(机の中・椅子の下など)に、教科書・ノート類を残したまま下校しない。
- (9) ロッカー・下駄箱について
 - ア 施錠は各自で行い、自分が使用するロッカー・靴箱の管理に責任をもつ。破損した場合は、生徒が修理費を負担する。
 - イ ロッカーの中には、決められた物以外は入れない。(一般の教科書・ノート等は必ず家に持ち帰る。)
 - ウ 学校が必要と判断した場合は、ロッカー内を点検することがある。
- (10) エアコンの使用については、使用開始時期及び使用方法を別途に指示する。

17 携帯電話

- (1) 携帯電話は、自己の責任において管理し、授業時間以外で使用することを認める。
- (2) 紛失・盗難に遭わぬよう自分でしっかり管理すること。また、ハイテク犯罪等に遭わないため、安易に電話番号や住所、メールアドレス等の個人情報を他人へ教えてはならない。
- (3) 携帯マナーを守り、授業中やこれに類する学校行事中に使用することは禁止する。
- (4) 本校で作成する「SNSルール」を遵守する。

18 その他

生徒心得における内容および規定について、追加・修正があった場合は別途示す。